

正 誤

令和六年六月二十八日（号外第五百十五号）公布外務省令第十三号（外務省組織規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

六七ページ改正前欄中一行目から四行目は次のとおり誤り。

（企画官）

第十二条之二 国連企画調整課に、企画官一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、国連企画調整課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

ページ段 行 誤 正

令和六年八月十五日公布外務省令第十五号（外務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二三 一四 令和六年外務省令第五号 外務省令第三号 令和五年外務省令第二号

〃〃 二〇 附則第一条 附則第一項

令和六年八月六日正誤欄中

（原稿誤り）

三二ページ三段終りから九行目は次のとおり誤り。

「削る」

正誤

令和六年六月二十八日（号外第百五十五号）公布外務省令第十三号（外務省組織規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）

六七ページ改正後欄中一行目は次のとおり誤り。

第十二条の二 削除

六八ページ改正後欄中一行目から七行目は次のとおり誤り。

6 開発協力連携室は、民間等の経済協力に係る活動（NGOの経済協力に係る活動を除き、国際機関等の経済協力に係る活動を含む。）との連携に関する事務であつて、外務省の所掌に係るものに関する事務をつかさどる。

7 開発協力連携室に、室長を置く。

8	NGO協力推進室は、民間等の経済協力に係る活動のうちNGOの経済協力に係る活動との連携に関する事務であつて、外務省の所掌に係るものに関する事務をつかさどる。	8	NGO協力推進室に、室長を置く。
9	同ページ改正前欄中一行目から二行目は次のとおり誤り。	9	同ページ改正前欄中一行目から二行目は次のとおり誤り。
2	民間援助連携室は、民間等の経済協力に係る活動との連携に関する事務のうち外務省の所掌に係るものに関する事務をつかさどる。	2	民間援助連携室は、民間等の経済協力に係る活動との連携に関する事務のうち外務省の所掌に係るものに関する事務をつかさどる。
ページ段	行	誤	正
四四〇上	一六第四項	第五項	
四四一下	五		
四四六上	九	支給を受ける支払を受ける	
四四六上	七	四事業所の職務	事業所以外の職務
四四五上	終りから一四	この条、次条及びこの節及び次節	
四四五上	二	（設備）	（設備及び備品等）
四四六上	終りから二〇	（管理者及びサービス提供者）	（管理者の責務）
四四七上	一七	講ずるよう努め	講じなければ
四四七上	一六	指定相当通所	通所型サービス
四四八下	三	型サービスの従業者	従業者
四四八下	九	サービス事業所	サービス事業実施者
四四九上	三	第三十六条、第三十七條及び第三十七條	第三十六條及び第三十七條
下	二	第一号通所事業	通所型サービス
下	五	業として行うサービスの従業者	従業者
一三第九條			第十條